

平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

平成25年8月27日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成25年度国土交通省事後評価実施計画（平成25年8月27日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成26年度予算概算要求に向けた評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業について新規事業採択時評価9件、再評価10件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	松下 新平
空港整備事業	坂井 学
【その他施設費】	
官庁営繕事業	松下 新平
船舶建造事業	赤澤 亮正
海上保安官署施設整備事業	赤澤 亮正

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				
	費用	便益			
河川・ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生時の危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等 	水管理・国土保全局
空港整備事業 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> <空港の新設、滑走路の新設・延長等> ・建設費 ・用地費 ・再投資費 <精密進入の高カテゴリー化等> ・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> <空港の新設、滑走路の新設・延長等> ・時間短縮効果 ・費用低減効果 ・供給者便益 <精密進入の高カテゴリー化等> ・運航改善効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発効果 ・地元の調整状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報 	航空局

事業名	評価項目	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
官庁宮繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁建物実態調査 	官庁宮繕部
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・海上警備業務 ・海上環境保全業務 ・海上交通安全業務 ・海難救助業務 ・海上防災業務 ・国際協力・国際貢献業務 		海上保安庁
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の緊急性 ・計画の妥当性 ・事業の効果 		海上保安庁

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成26年度予算に向けた新規事業採択時評価について
(平成25年8月末時点)

【その他施設費】

事業区分	新規事業採択箇所数
官庁営繕事業	3
船舶建造事業	2
海上保安官署施設整備事業	4
合計	9

平成26年度予算に向けた再評価について (平成25年8月末現在)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄事業等				2	2	4	3			1
空港整備事業	直轄事業等		1				1	1			
合計		0	1	0	2	2	5	4	0	0	1

【その他施設費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
官庁営繕事業			5				5	5	0		
合計		0	5	0	0	0	5	5	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

新規事業採択時評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
湘南海上保安署 関東地方整備局	3.5	125 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、狭あい、分散、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
奈良地方気象台 近畿地方整備局	5.3	120 点	100 点	146 点	耐震性の不足、老朽、狭あい、分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)
串本海上保安署 近畿地方整備局	3.5	115 点	100 点	121 点	耐津波性能の不足、老朽、狭あいを解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価		担当課 (担当課長名)	
		事業計画の必要性	事業計画の合理性		
大型巡視船（PL型） 建造（6隻） 海上保安庁	356			整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山崎 壽久)
中型巡視船（PM型） 建造（4隻） 海上保安庁	144			整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 山崎 壽久)

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他	
石垣海上保安部の施設 整備 (専用棧橋の整備) 海上保安庁	34.5	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「専用棧橋」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (船艇用品庫の整備) 海上保安庁	7.6	100 点	100 点	110 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために必要な「船艇用品庫」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)
石垣海上保安部の施設 整備 (宿舎の整備) 海上保安庁	49.5	100 点	100 点	121 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船の運航に携わる乗組員等の「宿舎」を尖閣諸島から最も近い石垣海上保安部に整備することで、領海警備を行うために必要な体制を整えることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	その他	
海上保安学校の施設整備 (仮設寮及び仮設厚生棟の整備) 海上保安庁	7.9	100 点	100 点	121 点	尖閣諸島周辺海域における中国公船の常態的な徘徊に的確に対応するため、平成27年度中に大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとしており、これら巡視船を運用するために新たに必要となる乗組員等を確保・養成することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 奥原 徳男)

- ・ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 - ・ 事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 - ・ 事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

再評価結果一覧 (平成25年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			費用:C (億円)	B/C	便益の内訳及び主な根拠				
夕張シューパロダム 建設事業 北海道開発局	再々評価	1,700	3,176	1,144	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩川流域では昭和36年7月、昭和37年8月、昭和50年8月、昭和56年8月、平成13年9月に被害の大きな洪水が発生しており、昭和56年8月の洪水では、氾濫面積61,400ha、死者2名、被害家屋22,500戸の浸水被害が発生している。 ・過去28年間、農業用水は毎年のように節水を余儀なくされている。 ・このため、浸水被害および渇水被害の早期解消が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・平成21年から平成24年にかけて、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口・総世帯数はほぼ横ばいで大きな変化はない。 ②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・ダム本体工事は、平成24年10月に堤内仮排水路の閉塞を除き全体94万m3の打設を完了している。平成26年3月から試験湛水を開始し、平成26年度に完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・今後も引き続き、工事施工においてコスト縮減に努める。 ・河川整備計画策定時に行った代替案の検討結果では、「夕張シューパロダム+河道改修」と「河道改修」が考えられ、社会的影響及び自然環境への影響、経済性の観点から「夕張シューパロダム+河道改修」による対策が最適と判断している。 	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)
ハッ場ダム建設事業 関東地方整備局	その他	—	—	—	—	—	—	評価手続中	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B/C					
鶴田ダム再開発事業 九州地方整備局	その他	711	845	734	1.2	<p>・昭和29年8月洪水、昭和44年6月洪水、昭和46年8月洪水等により甚大な浸水被害が発生しているほか、近年では、平成5年8月洪水をはじめ、平成9年9月洪水等により浸水被害が発生している。特に本事業の契機となった平成18年7月洪水では、既往最大の洪水となり、甚大な浸水被害が発生している。</p> <p>・このため、浸水被害の早期解消が必要である。</p>	<p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・想定はん濫区域内に、主要都市である薩摩川内市、さつま町、えびの市等があり、その人口は、ほぼ横ばい傾向となっている。</p> <p>②事業の投資効果の変化 ・総事業費について確認を行った結果、設計条件の見直しや物価変動等により現計画の事業費から約251億円の増加となった。</p> <p>③事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・平成25年度に放流管増設のためのダム本体の削孔に着手するとともに、増設減勢工事を継続し、平成29年度完成に向けて事業を進めている。</p> <p>④コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・鶴田ダム再開発事業でのコスト縮減については、これまで上流仮締切の技術開発によるコスト縮減、水中施工方法の見直しによるコスト縮減などを実施している。今後着手予定の工事においても、引き続きコスト縮減に努めて事業の進捗を図る。</p> <p>・鶴田ダム再開発事業の代替案として、基本方針策定時に河道処理案、遊水地案、放水路案を検討し、鶴田ダム再開発事業の妥当性を確認している。</p>	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)	
筑後川水系ダム群連 携事業 九州地方整備局	再々評価	390※	1,029※	500※	2.1※	<p>・近年の少雨傾向により、筑後川沿川では慢性的な水不足が生じ、概ね2年に1回の割合で取水制限等が行われている。</p> <p>・筑後川では、福岡都市圏などで増大する水需要に対応するため、都市用水の確保を優先して進めざるを得ず、本来同時に確保していくべき流域内の流水の正常な機能の維持用水の確保がやむを得ず遅れた状態となっている。また、農業用水の取水が集中するかんがい期に降雨が少ない年は、農業用水取水後に河川流量が極端に不足する傾向が見られ、特に取水が集中する代かき期の6月に、河川流量が極端に減少する状況が発生している。</p> <p>・このため、渇水被害の早期解消が必要である。</p>	<p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・筑後川流域では、近年においても、概ね2年に1回の割合で取水制限等が行われている状況に変化はない。</p> <p>②事業の進捗状況、事業進捗の見込みについて ・現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を行うこととしている。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案などの可能性について ・実施計画調査段階であるため、具体的なコスト縮減は、今後検討する。</p> <p>(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて、代替案の比較を行うこととしている。)</p>	継続	(「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考えられる。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)	水管理・国土保全局 治水課 (課長 山田邦博)

※今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づく検証においては、総事業費及び工期等の点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

【空港整備事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
東京国際空港C滑 走路延伸事業 関東地方整備局 東京航空局 気象庁	長期間継 続中	209	447	【内訳】 航空利用者に対する効果：347 億円 供給者に対する効果：40億円 残存価値：59億 【根拠】 深夜早朝時間帯における長距離 国際線の便数：14便/日 事業後の航空機材の変化： B777-200ERからB777-300ER	245	1.8	①貨物積載量の増加 深夜早朝時間帯に使用でき る滑走路長が2,500mから 3,000mになり、旅客便に積 載される貨物量が増加する ことが期待される。 ②昼間時間帯における効果 気象条件の不利な場合等に おいても、より一層、機体 重量の制約が生じにくくな ることが期待される。	本事業により、東京国際空港の深夜 早朝時間帯における長距離国際線の大 型機の就航が可能となる。これによ り、首都圏国際空港の更なる機能強化 を実現することで、首都圏ひいては我 が国の国際競争力向上に貢献するもの と期待される。 本事業の進捗率は、74%（平成24年 度末時点）であり、平成26年末の施設 供用に向けて着実に進捗している。 空港内の他工事で発生した建設副産 物を盛土材料に使用するなどコスト縮 減及び効率化を図っている。今後も引 き続きコスト縮減に努める。	継続	航空局 空港施設課 (課長 池田薫)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
帯広第2地方合同 庁舎 北海道開発局	長期間継 続中	34	123 点	100 点	133 点	老朽、狭あい、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済 性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化に よる事業の効果が認められる。	<p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強 靱化を進めつつ、財政健全化を図るた め、歳出全般の更なる点検が必要とさ れている。</p> <p>2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計 画の効果」の評価結果から本事業の効 果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況 ・敷地調査実施後、設計業務発注前。</p> <p>②事業の進捗の見込み ・現計画の継続が必要である。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コ スト縮減や新たな代替案立案の可能 性」の観点から現時点で事業の見直し の必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業 の必要性等については評価基準以上の 評点となっている。また、今後の事業 進捗も見込まれることから、本計画を 継続することが妥当であると認められ る。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
前橋地方合同庁舎 関東地方整備局	長期間継 続中	55	118 点	100 点	133 点	<p>老朽、狭あい、借用返還、耐震性の不足を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。</p>	<p>①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・ 本体工事中。</p> <p>②事業の進捗の見込み ・ 平成27年度完成予定。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・ 本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
世田谷地方合同庁舎 関東地方整備局	長期間継続中	21	110 点	100 点	121 点	<p>老朽、耐震性の不足、狭あいを解消する必要性が認められる。移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。</p>	<p>①事業の必要性 1)社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 2)事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。 3)事業の進捗状況 ・設計業務中、平成25年度本体工事発注予定。</p> <p>②事業の進捗の見込み ・平成27年度完成予定。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
和歌山地方合同庁 舎 近畿地方整備局	長期間継 続中	76	107 点	100 点	133 点	<p>老朽、狭あい、耐震性の不足、借用返還を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。</p>	<p>①事業の必要性 1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強 靱化を進めつつ、財政健全化を図るた め、歳出全般の更なる点検が必要とさ されている。 2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計 画の効果」の評価結果から本事業の効 果が認められる。 3) 事業の進捗状況 ・平成25年度本体工事発注予定。 ②事業の進捗の見込み ・平成27年度完成予定。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コ スト縮減や新たな代替案立案の可能 性」の観点から現時点で事業の見直し の必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業 の必要性等については評価基準以上の 評点となっている。また、今後の事業 進捗も見込まれることから、本計画を 継続することが妥当であると認められ る。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	評価				再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他			
高松地方合同庁舎 (Ⅱ期) 四国地方整備局	長期間継 続中	82	113 点	100 点	133 点	老朽、都市計画の関係、狭あい、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	<p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化 ・東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 また、平成24年の条例改正により駐車場附置義務台数が減り、地下駐車場が不要となった。</p> <p>2) 事業の効果等 ・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況 ・設計業務中</p> <p>②事業の進捗の見込み ・現計画の継続が必要である。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性 ・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>	継続	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 川元 茂)

事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果 — 「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標
(採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)